平成２３年（フ）第３６７号
愛知県みよし市茨生町水洗14番地　メゾン加藤201号
債務者　當瀬　元史
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
岡山県笠岡市美の浜32番地23　カザゼフィロ１号
債務者　入江　　保
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
岡山県笠岡市美の浜32番地23　カザゼフィロ１号
債務者　入江　照美
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
岡山県倉敷市幸町４番38号　アザレア202号
債務者　清田　和美
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
岡山県井原市木之子町94番地１　雇用促進住宅２―107
債務者　宮﨑　義文
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６１１号
埼玉県川越市大字下広谷335番地15
債務者　横山　惠次
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６１２号
埼玉県川越市大字下広谷335番地15
債務者　横山美代子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３４５号
埼玉県本庄市児玉町金屋258番地６
債務者　新井　　孝
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１８号
埼玉県秩父郡長瀞町大字野上下郷930番地２
債務者　鈴木　　隆
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第５４７２号
大阪市平野区瓜破東５丁目５番16号
債務者　山下　智代
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７０２号
大阪府摂津市三島３丁目15番８号
債務者　大谷由美子（旧姓髙下）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７０８号
大阪市東淀川区大道南１丁目８番１―407号
債務者　長谷川和久
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１０号
栃木県小山市暁３丁目９番４号　コーポアカツキⅡ―103
債務者　井曾　節子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第５３８号
川崎市宮前区平２丁目23番12―105号
債務者　山田　隆三
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５３９号
川崎市宮前区平２丁目23番12―105号
債務者　山田　靖子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５５２号
川崎市川崎区下並木15番地８　アゼリア荘15号室
債務者　岡崎　俊美
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係